

令和4年度

包括外部監査報告書

「障がい福祉事業に係る
財務事務の執行状況について」

山形県包括外部監査人
公認会計士 大嶋 雄生

内容

第1 包括外部監査の概要	6
1. 監査の種類	6
2. 選定した特定の事件（テーマ）	6
3. 監査の対象期間	6
4. 事件を選定した理由	6
5. 監査の実施期間	7
6. 監査の方法	7
(1) 監査の要点	7
(2) 主な監査手続	7
7. 包括外部監査人を補助した者	8
8. 利害関係	8
第2 監査対象の概要	9
1. 障がい福祉の概要	9
(1) 全国の障がい児・者の状況	9
(2) 国の障がい福祉施策	12
(3) 国の障がい福祉に関連する計画	16
(4) 山形県の障がい者の状況	17
(5) 山形県の障がい者サービス事業者の状況	18
(6) 山形県の障がい福祉予算の状況	24
(7) 山形県の障がい者福祉担当組織の概要	26
2. 障がい福祉に関する計画	28
3. 障がい福祉に関する補助金等	34
4. 県立障がい関連施設	36
(1) 山形県立やまなみ学園	36
① 施設の概要	36
② 職員数等	37
③ 諸会議・各委員会等	37
④ 入所児童の状況	37
⑤ 知的障がいの程度	38
⑥ 収支の推移	38
⑦ 概況について	39
(2) 山形県立最上学園	40
① 施設の概要	40
② 職員数等	41
③ 諸会議・各委員会等	41
④ 入所児童の状況	41
⑤ 知的障がいの程度	42
⑥ 収支の推移	42

⑦ 概況について	43
(3) 山形県立鳥海学園	44
① 施設の概要	44
② 職員数等	45
③ 諸会議・各委員会等	45
④ 入所児童の状況	45
⑤ 知的障がいの程度	45
⑥ 収支の推移	46
⑦ 概況について	46
(4) 山形県立こども医療療育センター	47
① 施設の概要	47
② 職員数等	48
③ 諸会議・各委員会等	48
④ 診療サービス形態	48
⑤ 外来診療科目	48
⑥ 重篤患者数の推移	49
⑦ 診療報酬請求重症児加算人数の推移	49
⑧ 収支の推移	49
⑨ 概況について	50
(5) 山形県立こども医療療育センター庄内支所	51
① 施設の概要	51
② 職員数等	52
③ 諸会議・各委員会等	52
④ 外来診療	52
⑤ リハビリテーション	52
⑥ 外来受診者数の推移	52
⑦ リハビリテーション訓練者数の推移	53
⑧ 収支の推移	53
⑨ 概況について	53
(6) 山形県精神保健福祉センター	54
① 施設の概要	54
② 職員数等	55
③ 来所相談	55
④ 電話相談	55
⑤ インターネット相談	55
⑥ 収支の推移	55
⑦ 概況について	56
5. 社会福祉法人等に対する指導監査	57
(1) 指定障がい福祉サービス事業者の指定	57
(2) 指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査	59
(3) 県の指導監査について	59
(4) 指導の形態等	60

① 実地指導	60
② 書面指導	61
③ 集団指導	61
(5) 指導の流れ	61
① 実地指導の事前通知と事前提出資料の要求	61
② 実地指導の実施	61
③ 指導結果の検討	62
④ 結果の通知	62
(6) 監査について	63
第3 個別の監査結果及び意見	64
1. 障がい福祉に関する計画	64
(1) 実施した監査手続き	64
(2) 監査の結果	64
① 障がい者計画と実態との乖離	64
② 障がい者計画における数値目標の効果測定未実施	68
③ 障がい福祉計画の目標設定とその進捗管理について	69
④ 障がい者計画と障がい福祉計画の一体管理について	72
⑤ 指定障がい福祉サービス等支援の事業者に対する第三者評価について	73
⑥ 福祉・介護職員の改善の加算取得について	78
⑦ 障がい福祉計画の成果目標と活動指標との関連図について	82
⑧ 県営3学園の民営化への検討状況について	84
2. 障がい福祉に関する補助金等	86
(1) 実施した監査手続き	86
(2) 監査の結果	86
① 旧寿海荘の解体工事に係る事前調査について	86
② 社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対する各種支援について	90
③ 山形県障がい者施策推進協議会の未開催について	100
④ 障がい福祉サービス費等県費負担基本金額算出表の一部確認について	106
⑤ 山形県障がい者自立支援給付費負担金実績報告書の提出期限等について	106
⑥ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その1)	114
⑦ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その2)	116
⑧ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その3)	123
⑨ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その4)	130
⑩ 現地調査要領・チェックリストの活用について(その5)	131
3. 県立障がい関連施設の往査	141
(1) 実施した監査手続き	141
(2) 監査の結果	141
① (最上学園) 再発防止策検討会議における検討結果及び再発防止強化の追加的対応のプレスリリースについて	141
② (鳥海学園) 使用しなくなった備品に係る不用の決定について	141
③ (鳥海学園) 使用しなくなった備品の撤去処分の検討について	143

④	(鳥海学園) 委託業務の入札実施時期の見直しについて	144
⑤	(鳥海学園) 児童のタクシーによる送迎契約について	146
⑥	(鳥海学園・最上学園・やまなみ学園) コスト分析からみる給食部門直営の必要性について	146
⑦	(鳥海学園・最上学園・やまなみ学園) 防犯カメラの設置について	149
⑧	(精神保健福祉センター・やまなみ学園・最上学園) 備品管理について	150
⑨	(こども医療療育センター) 管理運営会議の議事録について	150
⑩	(こども医療療育センター) 給食キャンセルに伴う費用負担について	151
⑪	(こども医療療育センター) 一定の資本的関係または人的関係を有する会社等からの見積合わせの制限について	153
⑫	(こども医療療育センター) 返金手続きの記載について	155
⑬	(こども医療療育センター庄内支所) 管理運営規程の見直しについて	156
⑭	(精神保健福祉センター) 委託業務における従事者の管理について	156
⑮	(精神保健福祉センター) 押印を廃止した見積書等の真正性確認手続きの徹底について	158
4.	社会福祉法人等に対する指導監査	162
	(1) 実施した監査手続き	162
	(2) 監査の結果	162
①	実施指導結果の市町村への共有及び共有方法について	162
②	総合支庁担当者間の情報共有	163
③	集団指導の受講状況の把握・管理	163
④	実地指導マニュアルの改訂	164
⑤	決裁権限について	164
⑥	指定管理者から県への書類提出漏れについて	165
⑦	指定管理者に対する県のモニタリングの実施について	165

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。従って、端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について

3. 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

ただし、必要がある場合には令和2年度以前に遡り、また、一部令和4年度についても対象とした。

4. 事件を選定した理由

「第5次山形県障がい者計画」（令和元年8月）（以下、「障がい者計画」という。）によれば、身体障がい者の人数は近年横ばいで推移するものの、精神障がい者の人数は一貫して増加傾向にあり、全体として障がい者福祉サービスに関するニーズは増加傾向にある。また、障がい者の高齢化も進み始めていることから、障がい者のライフステージに合わせた福祉サービスに対するニーズが今後一層変化していくことが予想されているところである。

国においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の制定（平成24年6月）以降、障害者総合支援法の改正（平成28年6月）、障害者基本計画の策定（第4次）（平成30年3月）、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成30年6月）など障がい者に対する法律・計画等の制定、改定を実施している。さらに「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」（社会保障審議会 障害者部会 令和4年6月13日）を公表し、障害者総合支援法の見直しに向けて取組みを進めており、その中で見直しの考え方について3つの柱に整理を行っている。

3つの柱の内容を見てみると「1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」においては障がい者の地域移行の推進等、「2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」においては多様なサービスを提供できる体制構築等、「3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」においてはサービス事業者によるサービス等の質の確保等を掲げており、これらの施策は山形県においても同様に対応が必要な柱であると考えられる。

このような環境の中、障がい福祉に関連する山形県の予算は、従来より増加傾向にあり、今後この傾向が変わることはないものと考えられることから、障がい福祉の担当部局が増加する事務量に対応して体制を構築していくことが重要になると考えら

れる。

従って、よりきめ細やかなサービス提供を通じて、「障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現」という障がい者計画の目標を達成するため、県の果たす役割は大きく、関連事務の適切な執行、経済性・効率性・有効性を踏まえた観点から監査を実施することに意義があると考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

5. 監査の実施期間

令和4年4月から令和5年3月まで

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

障がい福祉事業に係る事務について、合規性の他、3E（経済性、効率性、有効性）の視点に着目し、以下を監査要点とした。

【監査要点】

- ① 「第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画」に従い、必要な福祉が過不足なく達成できているか
- ② 補助金を含む有償無償の財政的な支援についてその事務手続きは適切に実施され、その支援に相応する効果が生じているか
- ③ 障がい者入所施設を含む各種施設の財務事務を含む運営は適切に実施されているか
- ④ 障がい者福祉サービスの適正な事業運営及び施設運営を図るため、運営法人に対して必要十分なモニタリングを実施しているか

(2) 主な監査手続

(1)に記載した監査要点を検証するため、主に以下の監査手続を実施した。

【監査手続】

- ① 「第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画」に関する取組みの状況等について、各事業の計画における位置づけを考慮し資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ② 具体的な取引（各事業費の拠出等）について、手続実施要項等に従い事務の

執行状況を把握し、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。

- ③ 県立の障がい者福祉関連施設を視察し、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ④ 障害者支援施設等指導監査指針に従い、指導監査の計画、監査手続、指導監査後の措置がなされているか、資料の閲覧及びヒアリングを実施する。
- ⑤ 過年度に補助金、指定管理者制度導入施設、障がい児（者）福祉施設についてテーマとした包括外部監査の結果及び意見について、措置後の状況について確認する。
- ⑥ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施する。

なお、サンプルに関しては、担当部署へのヒアリングや県が作成する障がい福祉事業に関連する資料を確認したうえで、監査人が必要と認めたサンプルを抽出した。

7. 包括外部監査人を補助した者

松田	卓也	(公認会計士)
浅野	和宏	(公認会計士)
横田	慎一	(公認会計士)
嶋田	有吾	(公認会計士)
渡部	淳一	(公認会計士)
奥野	敦士	(公認会計士試験合格者)

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 障がい福祉の概要

(1) 全国の障がい児・者の状況

障がい者数は、以下のとおり、全体として増加傾向にあり、特に精神障がい者（外来）の人数の増加傾向が大きいことがわかる。また、身体障がい児・者（在宅者）及び知的障がい児・者は（在宅者）は増加傾向にあるものの、それぞれの施設入所者は減少傾向にあることがわかる。

【障がい者数の推移】

（単位：万人）

	2006年	2010年	2014年	2018年
身体障がい児・者（在宅者）	332.7	357.6	386.4	428.7
身体障がい児・者（施設入所者）	18.9	8.7	7.3	7.3
知的障がい児・者（在宅者）	32.9	41.9	62.2	96.2
知的障がい児・者（施設入所者）	13.0	12.8	11.9	12.0
精神障がい者（外来）	223.9	290.0	287.8	361.1
精神障がい者（入院）	34.5	33.3	32.3	31.3
総数	655.9	744.3	787.9	936.6

（資料：内閣府公表資料に基づき監査人作成）

また、年齢階層別身体障がい者数をみると、以下のとおり、少子高齢化の影響などにより若い年代では減少傾向にあるものの、65歳以上の障がい者数は一貫して増加している。

【年齢階層別身体障がい児・者（在宅）数の推移】

（単位：万人）

	2001年	2006年	2011年	2016年
0～17歳	8.2	9.3	7.3	6.8
18～64歳	121.8	123.7	111.1	101.3
65歳～	200.4	221.1	265.5	311.2
不詳	2.2	3.5	2.5	9.3
総数	332.7	357.6	386.4	428.7

（資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

さらに、身体障がい児・者（在宅）の障がい種別別の人数をみると、以下のとおり、内部障がい¹が顕著に増加していることがわかる。加えて肢体不自由も増加傾向にあり、高齢化に伴う障がいが増加傾向にあることがうかがえる。

【障がい種別身体障がい者数の推移】

(単位：万人)

	2001年	2006年	2011年	2016年
視覚障がい	30.6	31.5	31.6	31.2
聴覚・言語障がい	36.1	36.0	32.4	34.1
肢体不自由	179.7	181.0	170.9	193.1
内部障がい	86.3	109.1	93.0	124.1
障がい種別不詳	—	—	58.5	46.2
総数	332.7	357.6	386.4	428.7

(資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成)

また、年齢階層別の知的障がい児・者（在宅）数を見てみると、以下のとおり、全年齢区分において増加しており、特に18歳～64歳の区分の増加人数が大きくなっている。

【年齢階層別知的障がい児・者（在宅）数の推移】

(単位：万人)

	2000年	2005年	2011年	2016年
0～17歳	9.4	11.7	15.2	21.4
18～64歳	21.2	27.4	40.8	58.0
65歳～	0.9	1.5	5.8	14.9
不詳	1.4	1.2	0.4	1.8
総数	32.9	41.9	62.2	96.2

(資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成)

¹ 心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいを総称して内部障がいという。

精神障がい者は、以下のとおり、全ての年齢階層において増加傾向にある。

【年齢階層別精神障がい者（外来）数の推移】

（単位：万人）

	2008年	2011年	2014年	2017年
0～24歳	27.7	27.9	36.3	38.5
25～64歳	170.7	162.1	192.6	206.0
65歳～	91.3	97.5	132.7	144.7
不詳	0.6	1.0	1.0	0.7
総数	290.0	287.8	361.1	389.1

（資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

（注）2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

精神障がい者の種類別人数は、以下のとおり、特に増加傾向にあるのは、高齢者に多い認知症（アルツハイマー病）や年齢との関係の低い神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がいや気分〔感情〕障がい（躁うつ病を含む）などが増加しており、全ての年齢階層において増加傾向となっていることがわかる。

【障がい種別精神障がい者数の推移】

（単位：万人）

	2008年	2011年	2014年	2017年
てんかん	21.2	20.9	24.5	21.1
その他の精神及び行動の障がい	15.0	16.2	32.0	31.4
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	58.4	56.5	71.8	82.8
気分〔感情〕障がい（躁うつ病を含む）	101.2	92.9	108.7	124.6
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	60.8	53.9	60.7	63.9
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	5.2	6.5	7.3	6.4
認知症（アルツハイマー病）	20.7	32.5	48.7	51.3
認知症（血管性など）	9.9	10.7	11.4	11.4
総数	290.0	287.8	361.1	389.1

（資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

（注）2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

これらの障がい種別の状況から、障がい者数が増加傾向にある要因は身体障がい、知的障がいについては高齢化によるところが大きく、一方で精神障がいは全年齢区分で増加しているという特徴が見受けられる。この傾向を踏まえて国は障がい者福祉施策を講じている。

(2) 国の障がい福祉施策

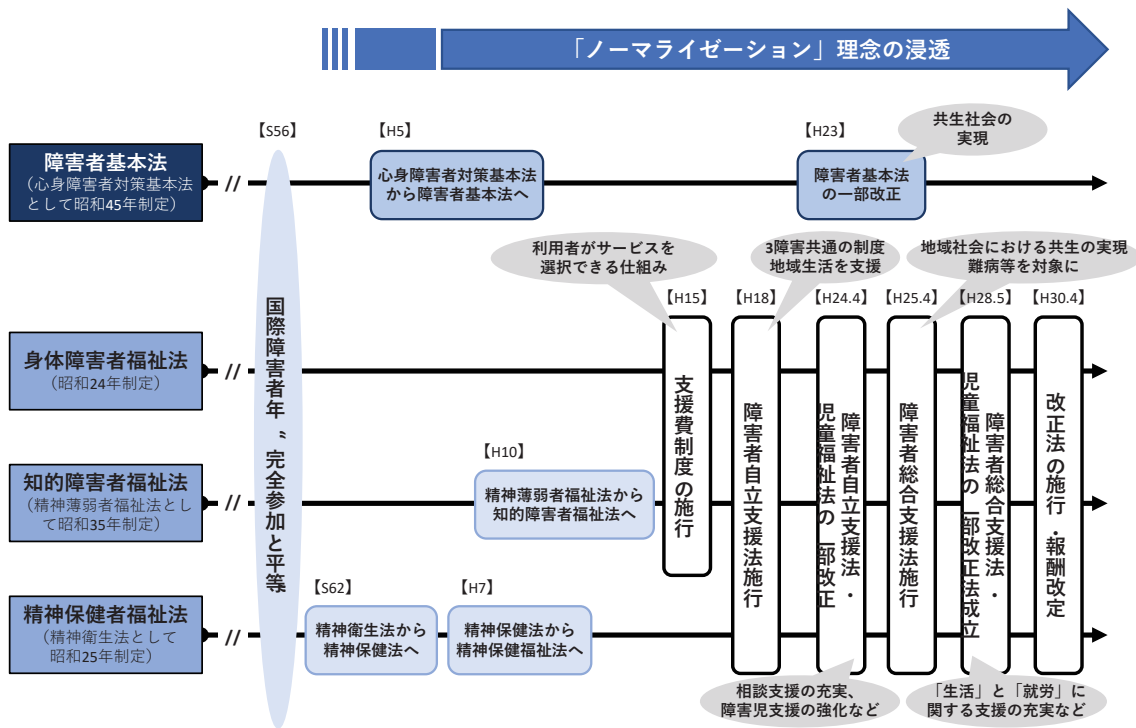
国の障がい福祉施策は、障がい者を取り巻く環境や社会情勢の変化に合わせて変遷している。特に近年、障がい福祉施策が大きく転換したのは、平成 15 年の支援費制度の施行以降となる。

平成 15 年以降では、平成 18 年に障害者自立支援法の施行により、3つの障がい区分（身体障がい、知的障がい、精神障がい）ごとに個別の制度から共通の制度として支援の体制整理を実施している。

また、平成 25 年には、障害者総合支援法の施行を受けて難病等も対象に広げ、一層の支援体制の充実を図り、現在も続く国の障がい福祉施策の骨格として体制整備されたところである。

この間の障がい者福祉施策における特徴的な潮流は、障がい者が地域において自ら生活を営んでいくことが可能となるように、地域において必要なサービスの量・質の確保を図るとともに、生活の中での孤立を防ぐなど各種相談支援の整備や就労を通じた社会参画の促進などにより、障がいの有無を問わない共生社会の実現を図るという点にある。

【障がい保健福祉施策の歴史】



資料：「障害福祉施策の動向について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成

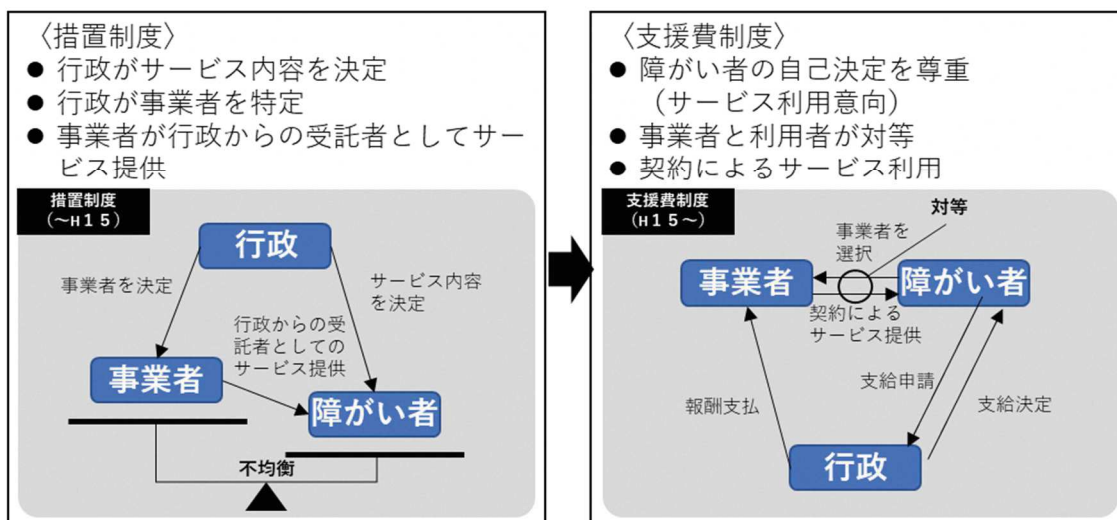
これまでの措置制度では、行政がサービス内容を決定し、行政が事業者を決定のうえ事業者が行政からの受託者としてサービス提供を実施していた。

平成 15 年以降の支援費制度においては、多様化・増大化する障がい者福祉へのニーズ対応と利用者の立場に立った制度構築を目指して、障がい者がサービス内容を決定し、サービス提供事業者についても障がい者が選択・決定し、契約によるサービス給付の対価を支援費として行政が負担する仕組みとした。

【支援費制度の意義】

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障がい福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築



(資料：「障害福祉施策の動向について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成)

また、平成 18 年に障害者自立支援法の施行により、障がい者施策の 3 障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を一元化した制度とし、その実施主体を市町村とすることとしている。

加えて利用者本位のサービス体系に再編し、日中活動支援と夜間居住支援を分離、「地域生活支援」「就労支援」事業や重度障がい者を対象としたサービスを創設した。

【障害者自立支援法のポイント】

障害者自立支援法（H18）のポイント

法律による改革

項目	法施行前	法施行後
1 障がい者施策を3障がい一元化	<ul style="list-style-type: none"> 3障がいバラバラの制度体系（精神障がい者は支援費制度の対象外） 実施主体は都道府県、市町村に二分化 	<ul style="list-style-type: none"> 3障がいの制度格差を解消し、精神障がい者を対象に 市町村に業務主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ
2 利用者本位のサービス体系に再編	<ul style="list-style-type: none"> 障がい種別ごとに複雑な施設・事業体系 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離 	<ul style="list-style-type: none"> 33種類に分かれた施設体系を再編し、日中活動支援と夜間の居住支援を分離 「地域生活支援」、「就労支援」のための事業や重度の障がい者を対象としたサービスを創設 規制緩和を進め既存の社会資源を活用
3 就労支援の抜本的強化	<ul style="list-style-type: none"> 養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所 就労を理由とする施設退所者はわずか1% 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな就労支援事業を創設 雇用施策との連携を強化
4 支給決定の透明化、明確化	<ul style="list-style-type: none"> 全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない 支給決定のプロセスが不透明 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）を導入 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化
5 安定的な財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 新規利用者は急増する見込み 不確実な国の費用負担の仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> 国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担） 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現
障がい者が地域で暮らせる社会に

（資料：「障害福祉施策の動向について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部公表資料に基づき監査人作成）

(3) 国の障がい福祉に関連する計画

国は、障がい施策の最も基本的な計画として、障害者基本法 11 条に基づき「障害者基本計画」（現行計画は第 4 次（2018 年度～2023 年度）：内閣府所管）を制定している。

【第 4 次障害者基本計画概要】

第4次障害者基本計画 概要

I 第4次障害者基本計画とは

- **位置付け:**
政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）
- **計画期間:**
平成30(2018)年度からの5年間
- **検討経緯:**
障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上の審議を経て取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進
 - 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ向上の視点を取り入れていく
 - アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 - 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 - 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 |
| 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 行政等における配慮の充実 |
| 3. 防災、防犯等の推進 | 8. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 9. 教育の振興 |
| 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |

(資料：「第4次障害者基本計画 概要」内閣府公表資料に基づき監査人作成)

(4) 山形県の障がい者の状況

山形県では、身体障がい者について、県人口の減少に伴い内部障がいを除く障がい者の人数は減少傾向にある。全国の傾向としては、身体障がい者数は増加傾向にあるが山形県では減少傾向にある点で特徴的である。一方で、山形県の知的障がい者数は療育A(重度)、療育B(中軽度)ともに増加している。精神障がいについては、障がいの程度が重度な1級は減少しているものの、2級、3級の障がい者は増加している。

【身体障がい者数の推移】

(単位:人)

年度	県人口	身体障がい者数						
		視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計	
H27	1,129,560	2,904	4,716	635	29,872	15,823	53,950	
H28	1,118,468	2,812	4,693	637	29,520	15,980	53,642	
H29	1,106,984	2,735	4,628	652	28,873	16,048	52,936	
H30	1,095,383	2,644	4,579	651	28,188	16,008	52,070	
R1	1,082,296	2,666	4,567	631	27,535	15,903	51,302	
	内訳	1級	993	252	27	4,058	10,029	15,359
		2級	871	800	46	4,097	105	5,919
		3級	168	533	328	4,530	1,947	7,506
		4級	174	1,371	230	7,857	3,822	13,454
		5級	283	38	-	5,126	-	5,447
6級	177	1,573	-	1,867	-	3,617		

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【知的障がい者数の推移】

(単位：人)

年度	県人口	知的障がい者数		
		療育A (重度)	療育B (中軽度)	計
H27	1,129,560	2,730	5,515	8,245
H28	1,118,468	2,800	5,636	8,436
H29	1,106,984	2,877	5,760	8,637
H30	1,095,383	2,978	5,864	8,842
R1	1,082,296	3,036	5,971	9,007

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【精神障がい者数の推移】

(単位：人)

年度	県人口	精神障がい者数			
		1級	2級	3級	計
H27	1,129,560	1,709	2,399	1,243	5,351
H28	1,118,468	1,661	2,501	1,403	5,565
H29	1,106,984	1,632	2,637	1,552	5,821
H30	1,095,383	1,576	2,844	1,663	6,083
R1	1,082,296	1,538	2,971	1,773	6,282

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(5) 山形県の障がい者サービス事業者の状況

山形県では、障がい者（児）のサービス提供の指定を受けた事業所は1,300（延べ数）となっており、社会福祉法人等の法人が複数のサービスを提供するのが一般的である。

【サービス別事業者数】

R4.8.1 現在

根拠法	サービス種別	山形市	村山	最上	置賜	庄内	事業所数	定員数(人)
障害者総合支援法	障がい者支援施設	4	4	3	9	8	28	1,553
	居宅介護	25	25	12	28	35	125	—
	重度訪問介護	21	16	12	23	33	105	—
	同行援護	6	5	3	4	6	24	—
	行動援護	1	1	3	2	1	8	—

	療養介護	1	1	0	1	0	3	280
	生活介護	19	22	14	29	38	122	2,975
	短期入所	13	14	4	21	22	74	213
	自立訓練（機能訓練）	0	1	0	2	3	6	43
	自立訓練（生活訓練）	0	3	0	1	12	16	156
	宿泊型自立訓練	1	0	0	0	1	2	32
	就労移行支援	5	7	6	4	12	34	280
	就労継続支援A型	6	7	5	3	5	26	556
	就労継続支援B型	23	26	20	43	52	164	3,490
	就労定着支援	4	4	1	0	4	13	—
	自立生活援助	1	0	0	1	0	2	—
	共同生活援助	20	14	9	28	27	98	1,645
	うち包括型	11	9	5	16	24	65	1,156
	うち外部サービス利用型	8	5	4	9	2	28	395
	うち日中サービス支援型	1	0	0	3	1	5	94
	地域移行支援	10	6	6	9	9	40	—
	地域定着支援	9	4	6	7	9	35	—
	計画相談支援	16	23	9	22	20	90	—
児童福祉法	障がい児入所施設	0	0	1	1	1	3	90
	医療型障がい児入所施設	0	1	0	0	0	1	60
	児童発達支援センター	1	5	0	2	1	9	176
	医療型児童発達支援センター	0	1	0	0	0	1	30
	児童発達支援	18	11	5	12	13	59	624
	放課後等デイサービス	32	34	7	23	24	120	1,429
	居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	0	1	2	—
	保育所等訪問支援	3	7	0	4	2	16	—
	障がい児相談支援	15	19	8	17	15	74	—
	合計	255	261	134	296	354	1,300	13,632

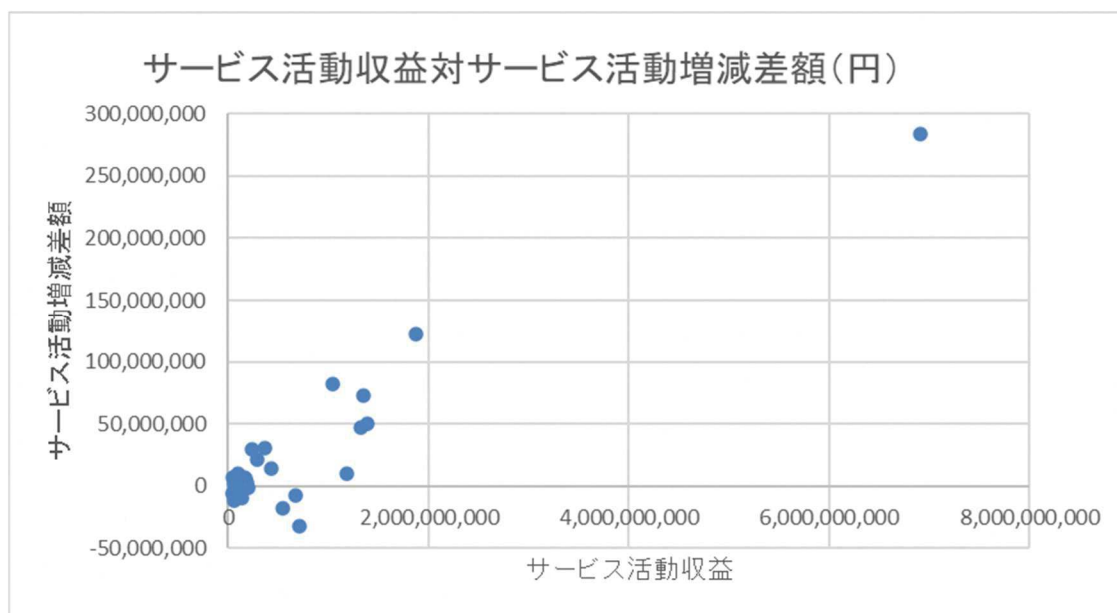
（資料：県提供資料に基づき監査人作成）

県内の障がい福祉サービスを実施する社会福祉法人の数は84法人（うち福島県本部の1法人を含む）となっている。なお、84法人のうち49法人は全体の売上（サービス活動収益）に対する障がい福祉サービス等事業収益の割合が50%未満の法人であり、これらの法人は介護福祉が主体の法人であると考えられる。そのため、全体のサービス活動収益に対する障がい福祉サービス等事業収益の割合が50%超の法人を、障がい福祉主体の社会福祉法人ととらえて、令和4年度開示の財務情報を基に分析を実施することとした。

社会福祉法人の財務状況を把握する点で重要な指標として、売上（サービス活動収益）、利益（サービス活動増減差額）、職員1人あたり人件費を選定し、以下のとおり分析を行った。

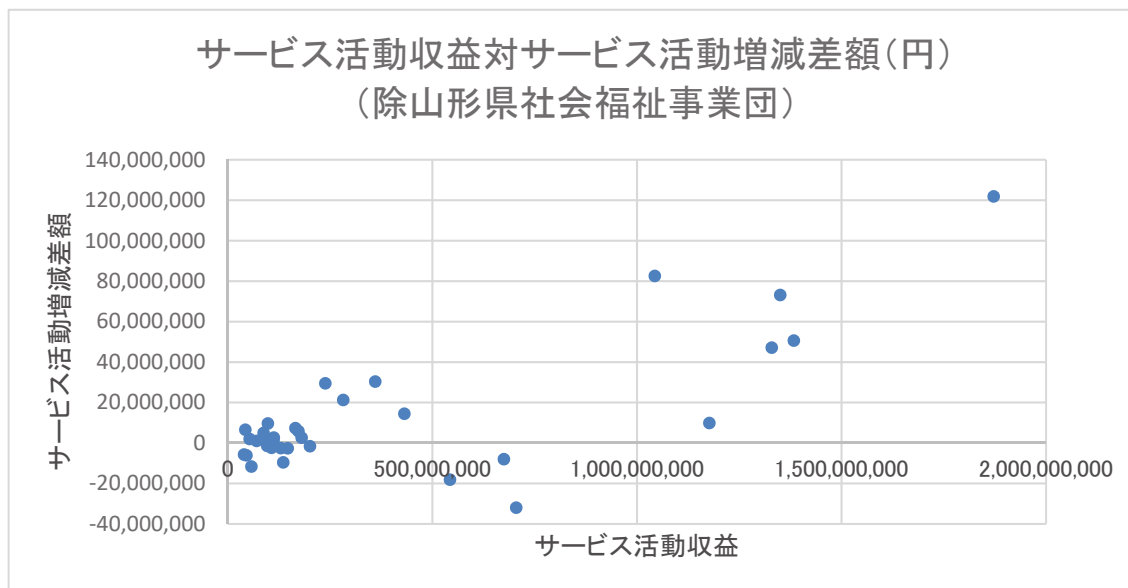
まず、社会福祉法人の経営状況を端的に表す指標として売上（サービス活動収益）と利益（サービス活動増減差額）をサービス活動増減差額比率（サービス活動増減差額/サービス活動収益）として示すと以下のとおりとなる。

【サービス活動増減差額比率】



一般的に事業活動が大きくなるほど単位当たりコストが下がることから、社会福祉法人においても規模の経済により売上（サービス活動収益）と利益（サービス活動増減差額）は正の相関関係が見受けられる。また、売上（サービス活動収益）が10億円を超過している法人では、赤字法人はない。なお、上記散布図において売上（サービス活動収益）が突出している法人は社会福祉法人山形県社会福祉事業団であり、県の100%出資団体である。参考として社会福祉法人山形県社会福祉事業団を除く法人のみの散布図を以下に示す。

【サービス活動増減差額比率（山形県社会福祉事業団を除く）】

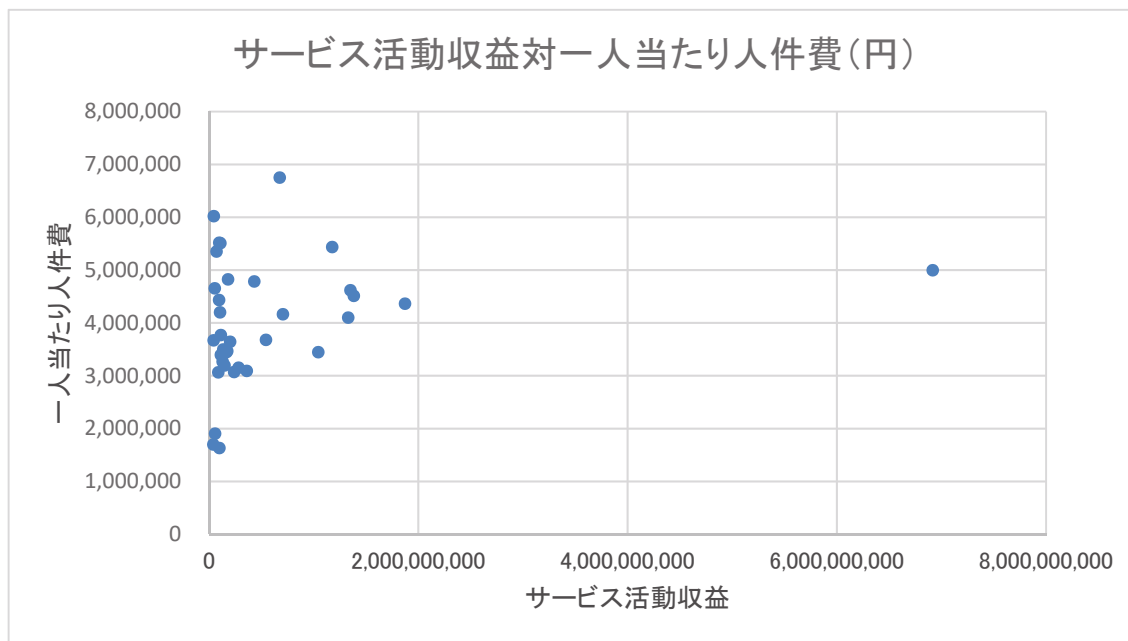


山形県社会福祉事業団を除いても、傾向は変わらず基本的に売上（サービス活動収益）が大きければ利益（サービス活動増減差額）が大きくなる傾向に変わりはない。

一方で売上（サービス活動収益）の規模が小さい（250 百万円未満）法人に限ると、売上（サービス活動収益）と利益（サービス活動増減額）の相関関係は低く、平均して利益（サービス活動増減差額）がゼロに近いような状況となっている。

次に、売上（サービス活動収益）が大きな法人の職員1人当たり人件費が高くなる関係の有無を調べるため、その相関関係を検討する。

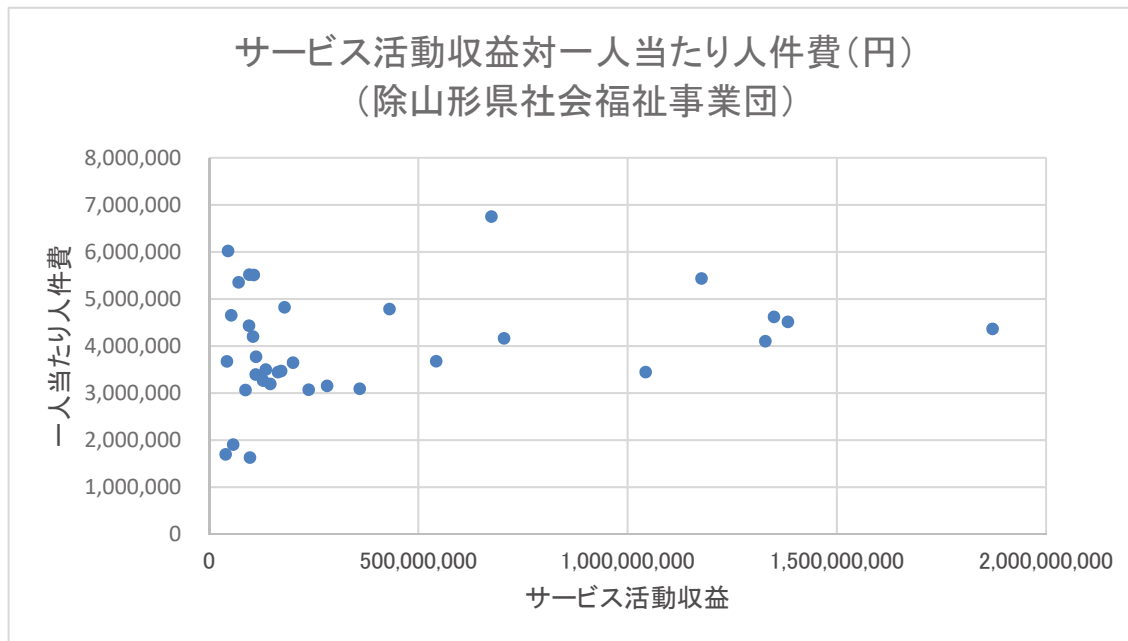
【サービス活動収益対1人当たり人件費】



上図からわかるとおり、売上（サービス活動収益）と1人当たり人件費に明確な相関関係は見当たらない。従って、法人規模が大きくなれば、職員の給与水準が上昇するという関係があるわけではない。ただし、1人当たり人件費が400万円未満の法人の多くは比較的小規模な法人であるという点は特徴として挙げられる。

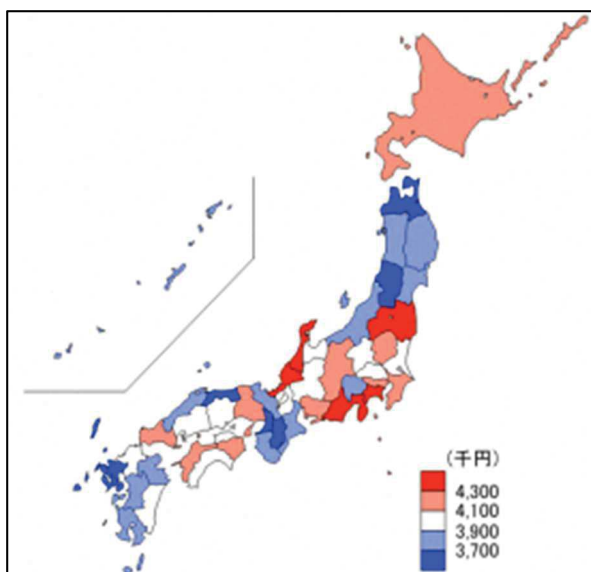
また、参考として山形県社会福祉事業団を除く法人散布図を以下に示す。

【サービス活動収益対1人当たり人件費（山形県社会福祉事業団を除く）】



独立行政法人福祉医療機構（WAM）では、毎年度経営状況分析を実施している。令和2年度の社会福祉法人の経営状況について、公表情報によれば山形県の障がい福祉サービスを主たる事業とする法人の1人当たり人件費は、最も低いカテゴリーである3,700千円未満となっている。

【全国の職員1人当たり人件費】（出所：令和2年度 WAMリサーチレポート）



監査人の試算によれば、令和3年度における山形県内社会福祉法人職員1人当たり人件費は法人ごとの単純平均で4,013千円となっている。独立行政法人福祉医療機構（WAM）が公表している山形県の障がい福祉サービスを主たる事業とする法人職員1人当たり人件費との差が生じている理由は、対象法人の相違、職員人数の集計、人件費の範囲、試算年度の違いが想定される。近年では障がい福祉人材の処遇改善を図るための国の取組が加速しており、それに合わせて1人当たり人件費も年々向上していることも要因であると思われる。

（6）山形県の障がい福祉予算の状況

障がい福祉予算は、サービス提供に伴い事業所に支払われる各種給付費（介護・訓練等給付、障がい医療給付、難病対策等）が大部分を占めており、サービスを必要とする障がい者数の増加により、結果として予算額が増加するという状況になっている。なお、各種給付費は、利用者負担を除いて基本的に国50%、都道府県25%、市町村25%の負担割合となっており、都道府県では25%相当額について予算措置している。

【科目別歳出予算】

（単位：百万円）

款項目	令和元年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	令和3年度財源内訳		
				国庫 支出金	その他	一般 財源
3 款 民生費	13,496	13,774	14,679	1,358	1,886	11,434
1 項 社会福祉費	10,099	10,231	10,921	1,086	926	8,908
1 目 社会福祉総務費	8,838	8,988	9,659	1,009	923	7,726
2 目 身体障がい者福祉費	1,246	1,230	1,249	74	0	1,175
3 目 知的障がい者福祉費	14	14	13	3	4	7
2 項 児童福祉費	3,397	3,543	3,758	272	960	2,526
1 目 児童福祉総務費	1,839	1,816	1,807	170	532	1,106
2 目 児童措置費	822	954	1,023	43		980
4 目 児童福祉施設費	736	772	928	59	428	440
4 款 衛生費	1,396	1,619	1,480	699	8	774
1 項 公衆衛生費	1,392	1,615	1,477	699	8	770
1 目 公衆衛生総務費	12	12	11	0	0	11
3 目 予防費	1,227	1,442	1,314	639	3	672
4 目 精神衛生費	154	161	152	60	5	87

3項 保健所費	4	4	3	0	0	3
1目 保健所費	4	4	3	0	0	3
障がい福祉課 合計	14,892	15,393	16,159	2,057	1,895	12,208

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【性質別歳出予算】

(単位：百万円)

款項目	令和元年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	令和3年度財源内訳		
				国庫 支出金	その他	一般 財源
人件費	1,984	2,165	2,158	156	444	1,558
報酬	214	21	22	1	1	20
職員給	1,714	2,042	2,056	155	406	1,495
その他	56	102	80	0	37	43
一般行政費	12,505	12,824	12,779	1,812	409	10,558
扶助費等	5,055	5,449	5,440	1,566	4	3,870
補助費等	6,582	6,628	6,557	100	158	6,299
物件費	867	747	783	146	247	389
投資的経費	403	404	1,222	89	1,042	91
一般公共	131	131	123	89	27	7
一般単独	271	274	1,099	0	1,015	84
障がい福祉課 合計	14,892	15,393	16,159	2,057	1,895	12,207

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(7) 山形県の障がい者福祉担当組織の概要

障がい福祉を担当する組織は一般行政事務を担当する障がい福祉課が所管となり、各県営施設が、障がい者（児）に対する福祉、医療のサービスを提供している。

そのほか、総合支庁における保健福祉環境部が障がい福祉事務を担当している。

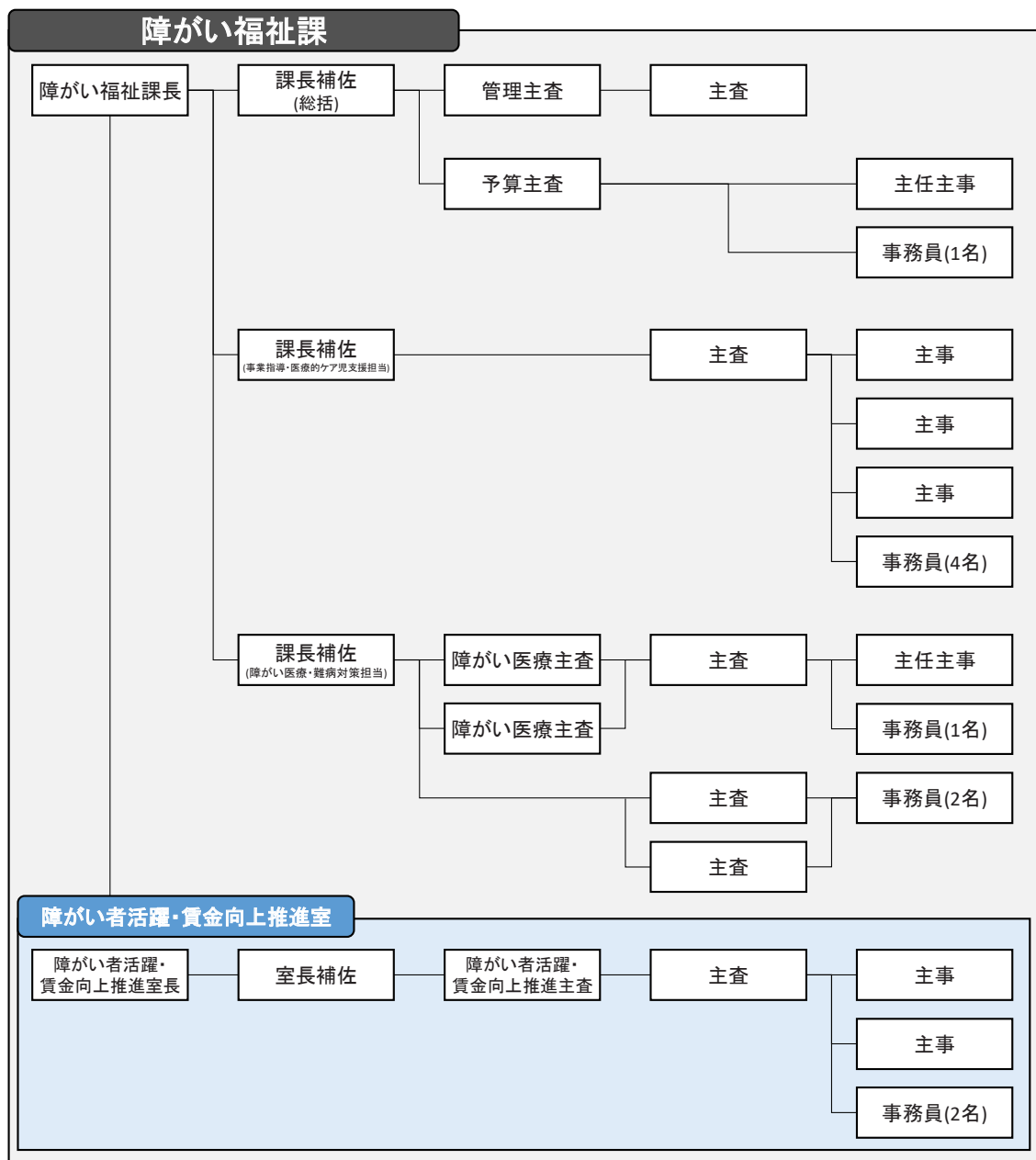
【障がい者福祉事務担当人員数の推移】

課・公所	令和元年度	令和2年度	令和3年度
障がい福祉課	24人	23人	24人
こども医療療育センター	113人	112人	112人
こども医療療育センター庄内支所	9人	9人	9人
最上学園	33人	33人	32人
やまなみ学園	33人	34人	34人
鳥海学園	34人	33人	33人
精神保健福祉センター	7人	7人	7人
計	253人	251人	251人

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

障がい福祉担当の職員数は近年、横ばいで推移している。ただし、予算規模は増加傾向にあるため、今後も事務量は増加していくものと思われる。

【令和3年度障がい福祉課組織図】



(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

2. 障がい福祉に関する計画

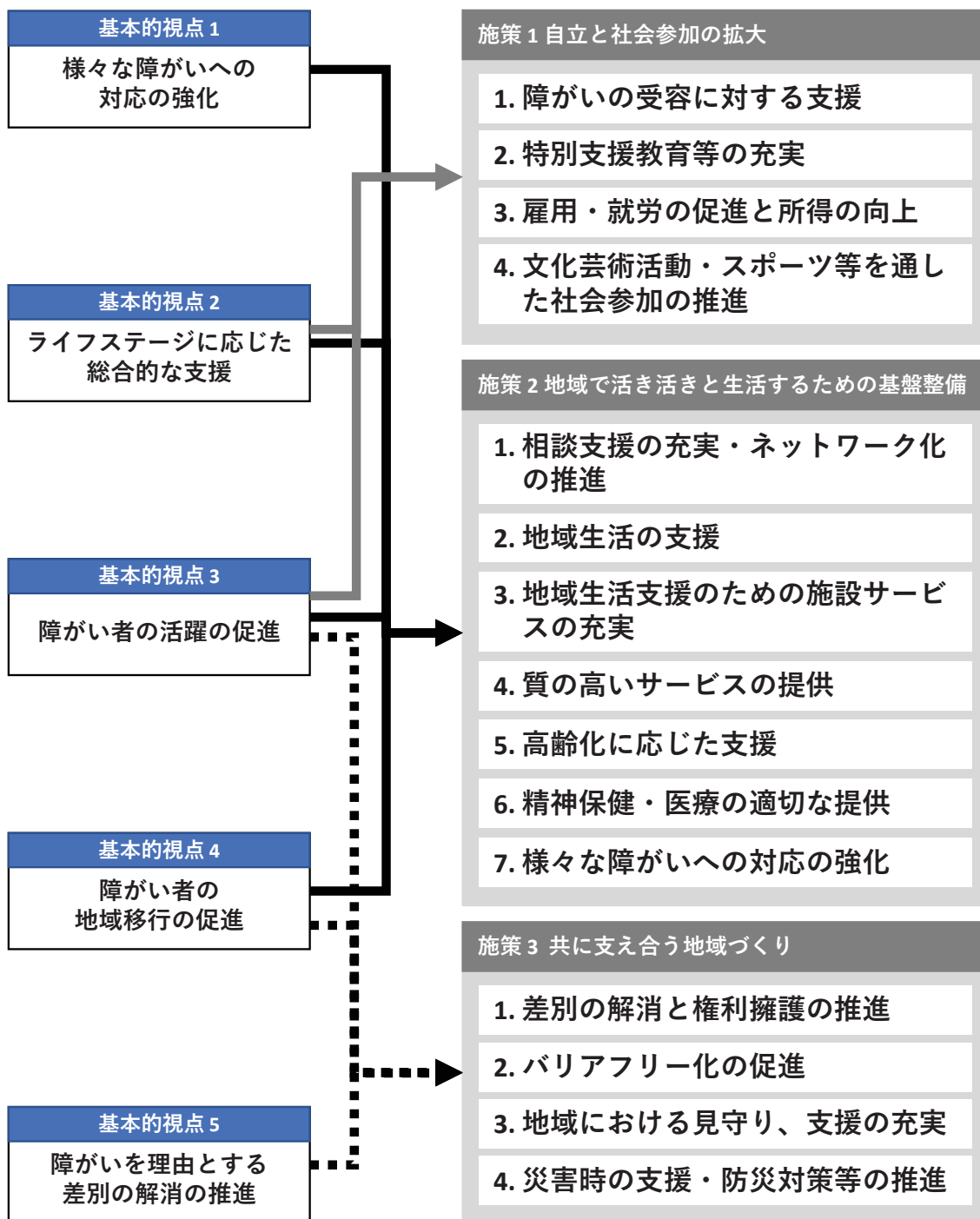
山形県では障がい福祉施策推進のため、各種計画を策定しており中心的な計画として第5次山形県障がい者計画（令和元年8月）を策定している。

項目	内容
名称	第5次山形県障がい者計画
趣旨	国の障がい者施策の動向や県内障がい者の現状を踏まえながら、障がい者の自立及び社会参加を支援する施策を総合的に進めるため、新たに計画を策定する。
性格	障害者基本法第11条第2項の規定による都道府県障害者計画（障がい者のための施策に関する基本的な計画）
期間	令和元年度から令和5年度まで（5年間）
目標	障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現
県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への支援 県全体の情報提供、市町村に対する技術的支援、市町村の独自性を発揮できるような財政的支援、市町村職員に対する各種研修の実施、広域的な対応が必要な分野への支援等に力を入れていく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の育成・支援 障がい福祉サービス事業者に対する指導監督等を行うとともに、利用者へのサービスの質の向上を図るため、障がい福祉サービス事業者等に対する継続的な研修を実施していく必要がある。
計画の推進体制	障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等の生活環境の整備等、広範な分野にまたがっており、障がいの内容、程度やライフステージに応じたきめ細かな一貫したサービスが提供できるよう、障がい者に着目した横断的な視点を持ちながら、関係部局、関係機関・団体が連携し、総合的に取り組む。 障がい者や障がい福祉関係者などで構成する「山形県障がい者施策推進協議会」に計画の進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図る。 また、計画の進捗状況等を客観的に判断できるよう数値目標を設定し、PDCAサイクルにより検証する。
計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が自らの選択により、望む地域で地域住民の一人として生活できる環境づくりに取り組む。 ・障がい者の活動を制限している社会的な障壁の除去に取り組む。 ・障がい児（者）が自らの能力を最大限発揮し自己実現が図られるようライフステージに応じた支援に取り組む。

第5次山形県障がい者計画においては、5つの基本的視点を設定し、それぞれを関連する3施策に集約する形でとりまとめを実施している。

【5つの基本的視点と3の施策】

計画の基本的視点と施策の体系



(資料：第5次山形県障がい者計画に基づき監査人作成)

また、山形県では、障がい福祉サービスの量的基準の確保を推進するため、第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画を策定している。

計画の概要は以下のとおりとなっている。

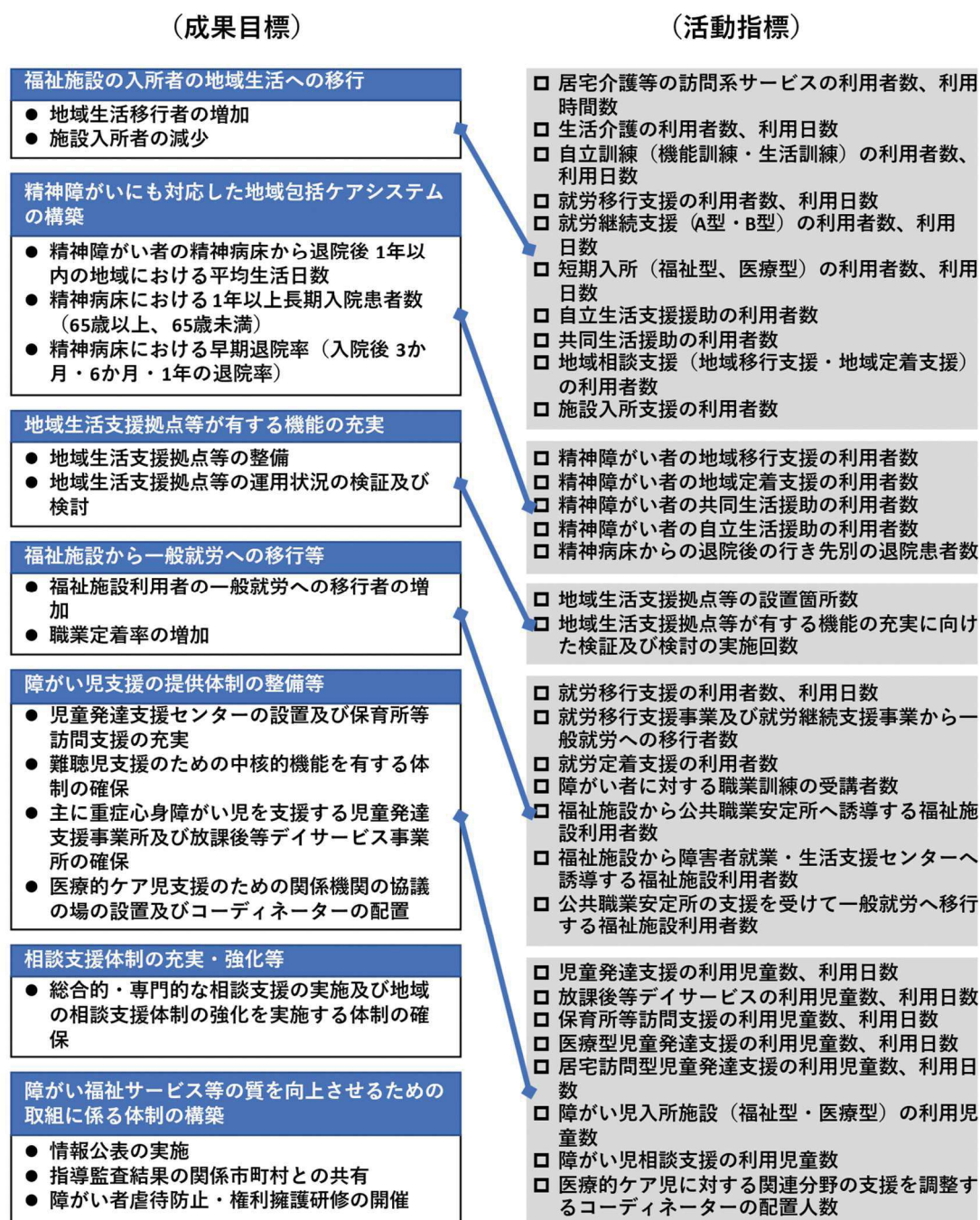
項目	内容
名称	第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画
法令の根拠	障害者総合支援法第89条の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の22の規定に基づく「都道府県障害児福祉計画」を、一体として策定する計画。
趣旨	市町村障がい福祉計画等の達成に資するため、各市町村と連携しながら、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施について定める計画である。国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画として策定するもの。
期間	令和3年度から令和5年度まで（3年間）
基本的な考え方	<p>（1）障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながらその自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進める。</p> <p>（2）どの地域でも必要とされる障がい福祉サービス等を等しく利用できるよう提供体制の整備を進める。</p> <p>（3）障がい者等の自立支援の観点から、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援及び就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。</p> <p>（4）地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制の構築等の取組を計画的に推進する。</p> <p>（5）障がい児の健やかな育成を支援するため、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等を充実させ、障がい児のライフステージに沿って切れ目の無い一貫した支援の提供体制の構築を図るとともに、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。</p>

計画の達成状況の点検及び評価	本計画の達成状況等については、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、中間評価として分析を行い、山形県障がい者施策推進協議会に報告し、その審議を経て公表する。
----------------	--

第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画では、7つの成果目標を設定するとともに、目標を達成するための活動指標を設定している。

【7つの成果目標】

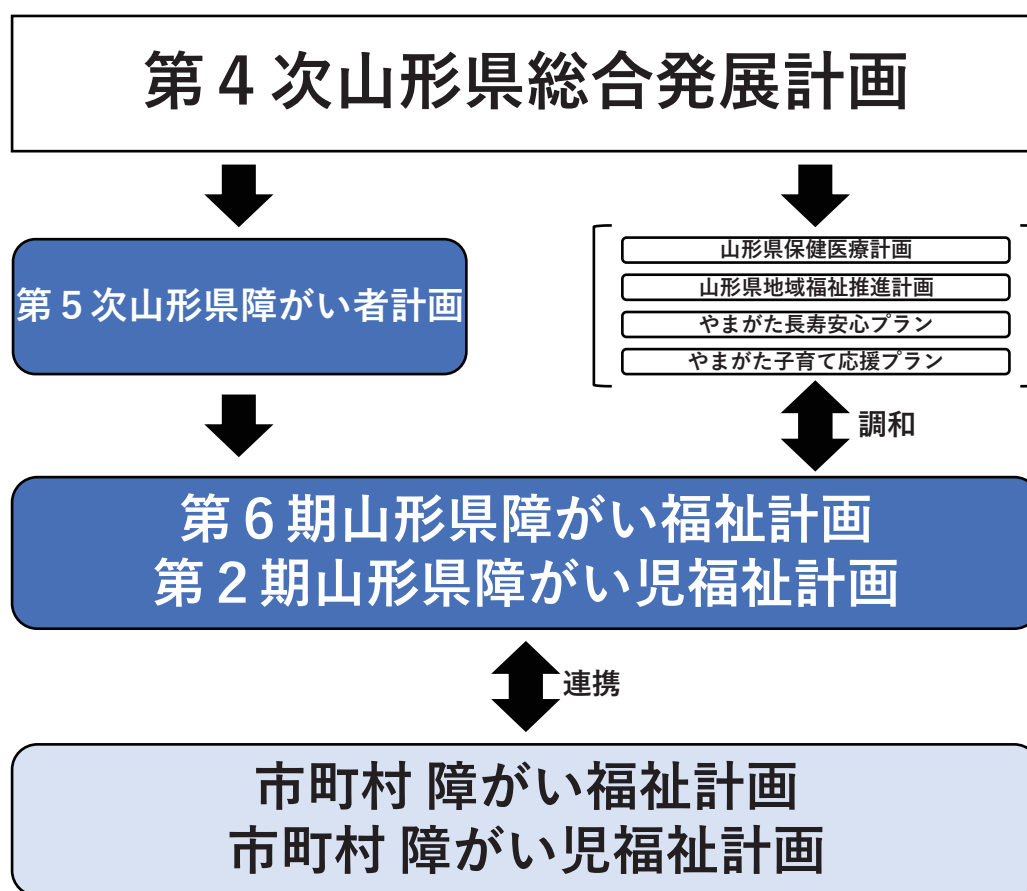
成果目標と活動指標との関連図



（資料：第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画に基づき監査人作成）

県の各種計画と障がい福祉に関連する計画の関係性は以下のとおりである。第4次山形県総合発展計画を基礎として、障がい福祉に関連する各種計画との調和を保ちつつ、第5次山形県障がい者計画と第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画という2つの障がい者施策に関する計画を策定している。この2つの計画策定の所管はいずれも障がい福祉課となっている。

【県の各種計画と障がい福祉に関連する計画の関係性】



(資料：第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画に基づき監査人作成)

3. 障がい福祉に関する補助金等

障がい福祉に関する補助金等の執行状況等について、令和3年度予算額から事業名を確認し、監査人の判断で次のサンプルを抽出した。

(単位：千円)

No.	事業名	令和3年度予算額
管理・予算担当		
1	県立社会福祉施設運営費	261,375
2	移譲社会福祉施設機能強化等支援事業費	948,184
3	山形県社会福祉事業団施設整備支援事業費	728,963
4	こども医療療育センター運営費	432,053
5	こども医療療育センター庄内支所運営費	50,358
6	最上学園運営費	32,490
	やまなみ学園運営費	35,837
	鳥海学園運営費	32,761
事業指導・医療的ケア児支援担当		
7	山形県障がい者計画等推進事業費	560
8	社会福祉施設整備補助事業費（障がい福祉施設）	101,615
9	障害者総合支援法施行事務費	26,204
10	補装具給付費	55,150
	介護・訓練等給付費	5,120,243
11	心身障がい者扶養共済実施費	231,781
12	特別障害者手当等支給事業費	75,864
13	児童保護費	1,022,609
障がい医療担当		
14	自立支援医療給付費	1,870,305
15	重度心身障がい（児）者医療給付事業費	1,082,780
16	発達障がい者支援協力医療機関機能強化事業費	3,500
17	発達障がい者支援体制整備事業費	21,674
18	精神保健福祉法施行事務費	11,292
19	精神保健福祉センター運営費	15,663
20	精神保健福祉センター事業費	1,708
21	精神科救急医療システム整備事業費	52,818
22	精神障がい者地域生活移行支援事業費	3,589
障がい者活躍・賃金向上推進室		
23	地域生活支援事業費	170,789

24	障害者就業・生活支援センター事業費	27,272
25	障がい者スポーツ育成事業費	9,598
26	障がい者スポーツによる共生社会推進事業費	9,809
27	パラ大会を契機とした障がい者スポーツ促進事業費	9,068
28	身体障がい者保養所運営費（東紅苑）	36,715
29	点字図書館運営費	30,936
30	障がい者福祉ホーム運営費（ふれあいの家）	13,349
31	障がい者就労支援事業費	8,233

上記サンプルについて、交付要綱、申請書や実績報告書ほか関係書類の閲覧、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を行った。また、必要に応じて、現地施設に往査し、施設の視察、関係書類の閲覧、関係管理簿の照合、担当者への質問、分析、その他必要と認める監査手続を実施することとした。

4. 県立障がい関連施設

県立障がい関連施設については、障がい児入所施設（山形県立やまなみ学園、山形県立最上学園、山形県立鳥海学園）及び山形県立こども医療療育センター、山形県立こども医療療育センター庄内支所、山形県精神保健福祉センターが関係公所となっており、当該施設について、施設往査を行い監査手続きを実施した。

(1) 山形県立やまなみ学園



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒993-0033 山形県長井市今泉 1812

イ 施設の種別等

児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設、及び、在宅障がい児の支援として、短期入所・日中一時支援と療育相談事業等も行っている

ウ 設置根拠

山形県立児童福祉施設設置条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第42条）

オ 土地及び建物

土地 内訳	用途	面積	所在地	
	建物敷地等	13,809.00 m ²	山形県長井市今泉字山田 1812 番 21	
建物	用途	面積	用途	面積
	管理棟・分教室	986.81 m ²	体育館	250.00 m ²

内訳	棟			
	作業訓練棟・食堂棟	556.30 m ²	渡り廊下	64.40 m ²
	居住棟	761.50 m ²	車庫・ゴミ置場・自転車小屋	41.48 m ²

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員	嘱託職員	会計年度任用職員		合計
		フルタイム	パートタイム	
34名	2名	8名	11名	55名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
運営会議	構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査、総務主査、療育主査 開催：月2回（第2、4水曜日） 内容：学園運営に関する重要事項、総合調整、日程確認、庶務係と指導係の事業調整に関すること等 ※運営会議の下部会議として、指名業者選定審査会、非常災害対策検討委員会、BCP策定委員会、衛生委員会など各種会議が設定されている。
連絡調整会議	構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査、指導員、総務主査、療育主査、栄養士、保健師 内容：学園と分教室の日程確認、事業調整、各種意見交換等

④ 入所児童の状況

(令和4年4月1日現在)

年齢	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
男子	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
女子	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
年齢	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計	平均年齢	
男子	1人	3人	2人	1人	4人	0人	12人	14.9歳	
女子	1人	0人	1人	0人	0人	1人	4人	13.0歳	

合計	2人	3人	3人	1人	4人	1人	16人	14.4歳
----	----	----	----	----	----	----	-----	-------

⑤ 知的障がいの程度

(令和4年4月1日現在)

最重度	重度	中度	軽度	合計
8人	4人	1人	3人	16人

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地建物使用料	0	0	206
福祉型障害児入所施設使用料	1,040	1,079	1,069
生活福祉公所不用品売払収入	0	0	5
日中一時支援事業受託料	782	368	203
社会福祉施設食費等収入	959	772	828
一般社会保険料	1,061	1,936	728
雑入	0	0	3
研修生等受入収入	90	40	60
障害者総合支援法特定費用収入	4	0	0
歳入合計	3,936	4,195	3,102

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	184,862	178,986	188,751
人件費－非常勤職員	49,351	56,193	46,152
新型コロナウイルス感染症対策障がい福祉関連事業費	0	515	0
児童福祉施設等職員研修費	125	32	89
在宅障がい児福祉向上事業費	970	606	471
地域療養支援体制強化事業費	40	2	0
県立障がい児施設整備事業費	591	290	1,311
やまなみ学園運営費	31,857	34,511	36,351
歳出合計	267,796	271,135	273,125

⑦ 概況について

やまなみ学園は、米沢養護学校やまなみ学園分教室を併設しており、同一建物内で養護学校及び入所施設を運営している。ただし、それぞれの事業主体が異なるため、予算についてもそれぞれ分かれている。

入所者について、16名の入所者のうち最重度、重度の児童が半数を占めている。また、入所定員は30名であるが、現在は16名の入所者となっている。施設の設計当時は、入所する重度障がい児の比率は現在ほど高くなく、居室を複数名でも利用することが一般的で、2人部屋も設計された。しかし、近年ではプライバシーへの配慮など居住環境の向上を図る必要があること、また、重度障がい児が増加し、他児童への危害を加えるおそれがあり、やむを得ず行動制限を行う必要があることなどから、多くの児童について、2人部屋を1人で利用せざるを得ないことから、定員までの入所は事実上不可能であり、定員の半数程度の入所となっている。3年前は20名の入所者がいたものの、卒園により徐々に入所者は減少してきた。一方で、入所待ち児童は十数名となっており、入所の優先度やタイミングを踏まえると、安易に空き定員を埋めていくことができない状況となっている。その中でも令和5年の春には新たな入所者を受け入れるよう準備を進めているところである。また、18歳超過児童について受入先が無いことから、卒園できない状況となっており、引き続き成人施設を中心に受入先の確保の対応を実施していく予定であり、また、今後の高等部児童については、より早い段階から受入先との折衝を開始し対応していく方針である。

職員の状況について、障がいの程度が重い児童が多いことから、服薬対応などのため準夜勤について1名増加し4名体制での対応となっているが、産休・育休等の取得状況によっては代替職員の確保に苦慮している。

これまで、施設運営に関する第三者による評価は実施していない。

虐待防止委員会は今年度既に1回開催しており、今後継続的に開催していく予定である。

(2) 山形県立最上学園



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒996-0051 山形県新庄市大字松本 55-1

イ 施設の種別等

児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設、及び、在宅障がい児の支援として、短期入所・日中一時支援と療育相談事業等も行っている

ウ 設置根拠

山形県立児童福祉施設設置条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第42条）

オ 土地及び建物

土地 内訳	用途	面積	所在地	
	建物敷地等	7,214.75 m ²	新庄市大字松本字大道端	
	グラウンド等	4,299.80 m ²	新庄市大字松本字家の浦	
建物 内訳	用途	面積	用途	面積
	本館棟	1,409.81 m ²	廊下その他	23.00 m ²
	居住棟	764.20 m ²	車庫・倉庫	40.00 m ²
	体育館	225.00 m ²	ゴミステーション	6.00 m ²

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員	嘱託職員	会計年度任用職員		合計
		フルタイム	パートタイム	
32名	3名	9名	13名	57名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
運営会議	<p>構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査、保健主査、主任管理栄養士</p> <p>開催：月1回、定例（第1木曜日）</p> <p>内容：各部門の代表者会議（各部門の課題の協議・調整） 事業計画、その他管理運営に関する重要事項の協議、決定</p> <p>※運営会議の下部会議として、学園会議、防災対策会議、衛生委員会など各種会議が設定されている。</p>
虐待防止委員会	<p>構成：園長、保護者会長、保護者会監事、養護学校長、子ども家庭支援課長、臨床心理士、職員代表</p> <p>内容：虐待防止のための体制づくり、取組状況の点検・評価・改善、虐待発生時の早期対応と検証・総括</p>

④ 入所児童の状況

(令和4年4月1日現在)

年齢	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
男子	0人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	0人	0人	0人
女子	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
合計	1人	0人	0人	0人	0人	1人	3人	0人	0人	0人
年齢	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均年齢		
男子	1人	2人	4人	3人	0人	0人	13人	13.4歳		
女子	0人	1人	0人	0人	0人	0人	3人	8.6歳		
合計	1人	3人	4人	3人	0人	0人	16人	12.5歳		

⑤ 知的障がいの程度

(令和4年4月1日現在)

最重度	重度	中度	軽度	合計
0人	8人	2人	5人	15人

(*)1名について障がい程度判定が未了のため④入所児童の状況における人数と一致しない。

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地建物使用料	0	22	0
福祉型障害児入所施設使用料	1,931	5,258	5,477
生活福祉公所不用品売払収入	0	0	110
日中一時支援事業受託料	413	119	70
社会福祉施設食費等収入	153	677	771
一般社会保険料	1,355	690	1,175
過年度歳出返納金	0	0	6
研修生等受入収入	60	20	50
障害者総合支援法特定費用収入	45	8	22
滞納繰越分	19	22	59
歳入合計	3,976	6,816	7,740

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	193,328	193,609	189,520
人件費－非常勤職員	47,040	54,549	49,313
新型コロナウイルス感染症対策障がい福祉関連事業費	0	188	0
児童福祉施設等職員研修費	146	35	36
在宅障がい児福祉向上事業費	745	332	391
地域療育支援体制強化事業費	50	1	0
県立障がい児施設整備事業費	807	600	440
最上学園運営費	33,174	32,241	33,476
一般管理費	0	1	0
歳出合計	275,290	281,556	273,176

⑦ 概況について

最上学園の入所者については、現在 16 名の入所者がいるが、うち最上地区児童の入所者は 1 名となっており、その他は北村山、東南村山、西村山からの入所者となっている。県営入所施設は、置賜、最上、庄内の 3 地域に点在するが、県内の最大人口地域である村山地域には入所施設が無いことから、村山地域の児童は比較的近い最上、置賜の入所施設を希望するケースが多い。この状況は置賜地域のやまなみ学園でも同様である。

職員の状況として、障がい程度の重い児童が比較的多いことから、手厚い人員体制を構築したいが、産休・育休等の取得状況によっては代替職員の確保に苦慮している。

これまで、施設運営に関する第三者による評価は実施していない。

虐待事案を受けて、虐待防止委員会を設置し、既に委員会を開催している。その中では職員のセルフチェックシートの検討、ヒヤリハット事案の検討などがなされている。

(3) 山形県立鳥海学園



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒999-8437 山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂森 14 番 178

イ 施設の種別等

児童福祉法に基づく福祉型障がい児入所施設、及び、在宅障がい児の支援として、短期入所・日中一時支援と療育相談事業等も行っている

ウ 設置根拠

山形県立児童福祉施設設置条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第 42 条）

オ 土地及び建物

土地 内訳	用途	面積	所在地	
	建物敷地等		16,059.68 m ²	飽海郡遊佐町藤崎字茂森 14 番 178
建物 内訳	用途	面積	用途	面積
	本館棟	1,653.91 m ²	公用車車庫	22.00 m ²
	居住棟	784.09 m ²	ゴミ置き場	12.48 m ²
	体育館	269.56 m ²	外用便所・倉庫	27.18 m ²

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員	嘱託職員	会計年度任用職員		合計
		フルタイム	パートタイム	
33名	2名	8名	12名	55名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
運営会議	構成：園長、副園長、療育調整専門員、指導主査 開催：必要に応じ開催（原則月1回） 内容：学園運営に関する重要事項、総合調整、日程確認、庶務係と指導系の事業調整に関すること等 ※新型コロナウイルス感染症が園内で発生したときは、保健主査を加え、「拡大運営会議」を開催
療育役付会議	構成：療育役付以上 開催：年4回（ほか必要に応じ開催）
衛生委員会	構成：委員会構成員 開催：毎月1回（第4木曜日）

④ 入所児童の状況

(令和4年4月1日現在)

年齢	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
男子	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	2人	0人
女子	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	2人	1人
年齢	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均年齢		
男子	0人	1人	2人	4人	1人	0人	12人	13.8歳		
女子	0人	0人	0人	1人	1人	0人	3人	15.0歳		
合計	0人	1人	2人	5人	2人	0人	15人	14.0歳		

⑤ 知的障がいの程度

(令和4年4月1日現在)

最重度	重度	中度	軽度	合計
0人	6人	2人	7人	15人

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳 入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土地建物使用料	7	0	0
福祉型障害児入所施設使用料	1,365	864	635
日中一時支援事業受託料	3,445	922	626
社会福祉施設食費等収入	440	99	63
一般社会保険料	582	1,028	24
障害者総合支援法特定費用収入	159	58	22
歳入合計	5,998	2,971	1,370

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳 出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	194,019	184,430	194,396
人件費－非常勤職員	54,313	61,298	56,160
新型コロナウイルス感染症対策障がい福祉関連事業費	0	114	0
児童福祉施設等職員研修費	77	8	44
在宅障がい児福祉向上事業費	2,224	1,503	1,918
地域療育支援体制強化事業費	59	0	0
県立障がい児施設整備事業費	0	852	0
鳥海学園運営費	33,300	31,546	32,381
一般管理費	0	1	0
歳出合計	283,992	279,752	284,899

⑦ 概況について

入所者の状況として、比較的中度・軽度の児童が多い。

事業運営上の課題としては、職員の産前産後等休暇や病気休暇などの際の代替人員や会計年度任用職員の確保に苦労している点などが挙げられる。

最上学園での虐待事案以降、第三者委員会からの答申を受けて、県では、虐待防止委員会（第三者機関）の設置及び職員研修・啓発を対応策として各施設に提示しその内容を園長会議においてモニタリングしている（苦情処理、安全管理、行動制限対策の各委員会を同時開催（短期入所等も含む））。

鳥海学園では虐待防止委員会ではなく安全委員会方式を導入し、利用者からアンケートを毎月入手することで潜在的な虐待事案の有無の発見に努める方向で対応予定。

これまで、施設運営に関する第三者による評価は実施していない。

(4) 山形県立こども医療療育センター



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒999-3145 山形県上山市河崎三丁目7番1号

イ 施設の種別等

児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する医療型児童発達支援センターから成る総合的な施設

ウ 設置根拠

山形県立こども医療療育センター条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第42条）

オ 土地及び建物

土地	用途	面積	所在地	
内訳	建物敷地等	52,056.39 m ²	上山市河崎三丁目102 他	
建物	用途	面積	用途	面積
内訳	既存棟	9,970.01 m ²	新棟	4,580.62 m ²

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員										会計 年度 任用 職員	委託 医師	合計
医師	看護	保育	理療	作療	言療	その他	事務	技労	小計			
8名	48名	18名	6名	4名	4名	8名	11名	5名	112名	45名	1名	158名

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
管理運営会議	<p>構成：所長、副所長、総務療育部長、診療部長、看護部長、相談・療育支援主幹、訓練主幹、課長補佐（経営）、管理専門員</p> <p>開催：毎月第3月曜日（休日の場合は翌日、8月休会）</p> <p>内容：センターの管理運営に係る具体的事項の協議、調整に関する事及び委員会からの報告の処理に関する事</p>
連絡調整会議	<p>構成：副所長（事務）、総務療育部長、看護部長、相談・療育支援主幹、訓練主幹、課長補佐（経営）、管理専門員、各部課科の代表者等</p> <p>開催：毎月第3月曜の週の木曜日（休日の場合は翌日、8月休会）</p> <p>内容：管理運営会議等での方針等及び連絡事項の伝達に関する事、部門間の連絡調整に関する事、管理運営会議で協議する事項の検討に関する事</p>

④ 診療サービス形態

- 入所による継続的な医学的治療と理学療法・作業療法・言語聴覚療法等のリハビリテーションを行う形態
- 短期的な入所や通園の形態をとりながら治療・訓練・保育を行う形態
- 外来診療の形態

⑤ 外来診療科目

診療科目	常勤医師人数	診療時間
整形外科	2名	【月～金】午前診療
小児科	4名	【月・火・木・金】午前・午後診療 【水】午前診療

歯科	2名	【月～金】午前・午後診療
耳鼻咽喉科	非常勤医師のみ	【月】午前診療
泌尿器科	非常勤医師のみ	【第4水】午後診療
精神科	非常勤医師のみ	【第1・3月】午後診療
リハビリテーション科	2名	【月～金】午前診療 【月・木】午後補装具診

⑥ 重篤患者数の推移

項目（延人数）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
モニター監視患者数	9,169人	9,063人	8,710人
持続点滴患者数	814人	377人	354人
呼吸器装着患者数	4,560人	5,117人	5,569人
各ドレーン類	7,527人	7,304人	7,259人
合計	22,070人	21,861人	21,892人

⑦ 診療報酬請求重症児加算人数の推移

項目（延人数）	令和元年度	令和2年度	令和3年度
超重症児入院患者	155人	164人	179人
準超重症児入院患者	48人	38人	44人
合計	203人	202人	223人

⑧ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉施設食費等収入	324	327	293
日中一時支援事業受託料	144	59	119
障害者総合支援法特定費用収入	307	171	98
研修生等受入収入	606	329	226
雑入	37	33	1,910
一般社会保険料	2,004	476	488
滞納繰越分	4	0	4
預金利子	0	0	0
こども医療療育センター使用料	530,786	566,991	509,912
医薬品検定等事務受託料	64	0	0
個人情報開示手数料	0	0	1

土地建物使用料	645	656	607
構内電話使用料	1	1	1
過年度歳出返納金	0	50	3
情報公開手数料	1	0	0
歳入合計	534,923	569,093	513,662

※「障がい児入所給付費等負担金」、「児童保護費負担金」など、障がい福祉課が調定しているもの除く。

歳 出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	794,436	771,296	783,871
人件費－非常勤職員	119,980	139,257	136,588
地域生活支援事業費	2,081	1,450	1,300
児童福祉施設等職員研修費	550	62	116
在宅障がい児福祉向上事業費	1,995	1,622	999
発達障がい者支援体制整備事業費	321	205	196
県立障がい児施設整備事業費	2,999	2,986	4,125
こども医療療育センター運営費	303,716	324,278	340,270
一般管理費	0	30	598
歳出合計	1,226,078	1,241,186	1,268,063

⑨ 概況について

こども医療療育センターは定員 60 名の医療型障がい児入所施設のほか、外来診療、リハビリテーション、短期入所、日中支援などの活動を実施している。

定員の状況としては、入所施設について受入可能人数の範囲（33～34 人）に収まっているため、現在は入所を断るケース生じていない。

事業運営上の課題としては、施設老朽化への整備、医療事故予防への対応である。

一方で発達障がい児の外来診察（診断）希望は多くなっており、毎月 40 名程度医師の診察枠を確保している中で診察希望者が 200 名と 4～5 か月の待機期間が発生している。ただし、診察できる医師の数は限られているため診察枠の増加は厳しく地域の療育機関でしっかり経過を観察するなど対応していけるよう市町村と調整するなど、診察以外の対応でできることを実施している状況である。その取組により、診察の必要性が高い人に対して待機が短くなるように対応していく方針である。

(5) 山形県立こども医療療育センター庄内支所



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒997-0013 山形県鶴岡市道形町 49 番 21 号

イ 施設の種別等

強度の難聴の幼児の指導訓練、上肢、下肢または体幹に機能障がいがある児童に対する治療及び訓練等を行う施設

ウ 設置根拠

山形県立こども医療療育センター条例

エ 設置目的

障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、日常生活の指導を行い独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とする（児童福祉法第 42 条）

オ 土地及び建物

土地	用途	面積	所在地
内訳	建物敷地等	5,248.41 m ²	鶴岡市道形町 49-4 他
建物	用途	面積	備考
内訳	庄内支所	1,171.10 m ²	庄内児童相談所と隣接しており、渡り廊下で結ばれている。

② 職員数等

(令和4年4月1日現在)

職員							会計 年度 任用 職員	委託 医師	合計
医師	看護	理療	作療	言療	事務	小計			
4名*	1名	2名	2名	2名	2名*	13名	6名	6名	25名

*：兼務含む

③ 諸会議・各委員会等

名称	構成員・開催時期・所掌等
所内会議	構成：全職員（電話対応職員を除く） 開催：毎月第4月曜日（休日の場合は翌週月曜日等） 内容：翌月行事予定の共有、連絡事項の伝達、インシデント報告、管理運営に関する各種協議 他

④ 外来診療

科目	診察日	診療時間	摘要
内科	月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	原則予約制
小児科	第2・4火曜日	午前10時～午後4時	原則予約制
	隔週木曜日	午前8時35分～午後5時	
	第1・3金曜日	午前10時～午後5時	
整形外科	第2・4金曜日	午前10時～午後3時	原則予約制
歯科	火、水曜日	午前10時～午後3時30分	原則予約制
	第1・3金曜日	午前10時～午後5時	

⑤ リハビリテーション

科目	時間割									摘要
理学療法	8:50	9:40	10:30	11:20	13:15	14:00	14:50	15:35	16:25	原則予約制
作業療法	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
言語聴覚療法	9:30	10:20	11:10	12:00	13:55	14:40	15:30	16:15	17:05	

⑥ 外来受診者数の推移

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
内科	2,824人	5,266人	5,011人
小児科	349人	396人	423人
整形外科	303人	358人	361人

歯科	1,330人	1,119人	1,360人
合計	4,806人	7,139人	7,155人

⑦ リハビリテーション訓練者数の推移

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
理学療法	1,737人	1,802人	1,603人
作業療法	2,279人	2,245人	2,116人
言語聴覚療法	2,646人	2,372人	2,493人
合計	6,662人	6,419人	6,212人

⑧ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
こども医療療育センター使用料	14,999	42,375	45,209
土地建物貸付収入	65	64	66
雑入	0	0	429
歳入合計	15,064	42,439	45,704

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	51,191	66,828	67,384
人件費－非常勤職員	15,922	19,702	18,326
一般管理費	0	0	101
児童福祉施設等職員研修費	214	0	9
県立障がい児施設整備事業費	597	0	0
こども医療療育センター庄内支所運営費	24,216	25,554	25,430
歳出合計	92,140	112,084	111,250

⑨ 概況について

発達障がいの診療医が非常勤であり上山市のセンターからの応援により対応している。センターでも発達障がいの診断に長期間の診察待ちが発生している状況であり、庄内支所における勤務日数も少なく、現在診察待ちは5か月程度となっている。

歯科衛生士1名体制であるが、病欠の際には診療をストップしないといけないことなど、人員体制が万全ではない状況にある。

加えて、事務職員については職員1名にて支所の運営事務を担っていることから、

事務職員が不在の際には事務が滞る場合があるが、会計年度任用職員は事務対応として1名在籍していることから、今後は徐々に事務の分担を進めていくことで対応していく方針である。

(6) 山形県精神保健福祉センター



(写真：施設全景)

① 施設の概要

ア 所在地

〒990-0021 山形県山形市小白川町二丁目3番30号

イ 施設の種別等

精神保健福祉法に基づく精神保健福祉相談、教育研修、技術指導・援助、普及啓発、調査研究等に加え、依存症対策や思春期精神保健対策、メンタルヘルス対策、自殺対策等幅広い事業を行っている。

ウ 設置根拠

山形県精神保健福祉センター条例

エ 設置目的

精神保健福祉法に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする（精神保健福祉法第6条）

オ 土地及び建物

土地	用途	面積	所在地
内訳	該当なし（山形県小白川庁舎内に所在）		
建物	用途	面積	摘要
内訳	事務室、相談室、研修室、	801.80 m ²	小白川庁舎2～4階部分

	図書室、会議室、休憩室等		
--	--------------	--	--

② 職員数等

所長	庶務担当	相談判定担当	診療相談(非常勤)	精神保健相談(非常勤)	合計
1名	5名	9名	3名	1名	19名

③ 来所相談

- 受付時間：月～金曜日（祝日及び年末・年始を除く）午前9時～午後5時
- 予約方法：電話等による申し込み
- 費用：無料（診療・処方箋発行は保険診療）

④ 電話相談

- 受付時間：月～金曜日（祝日及び年末・年始を除く）
午前9時～12時、午後1時～5時
- 電話番号：023-631-7060

⑤ インターネット相談

- 受付時間：随時
- U R L：
<https://www.pref.yamagata.jp/091013/kenfuku/shogai/iryo/hokenfukushicenter/internetsoudan/enter27-1.html>
(心の健康インターネット相談)

⑥ 収支の推移

(単位：千円)

歳入	令和元年度	令和2年度	令和3年度
精神保健福祉センター使用料	666	562	606
土地建物使用料	6	0	0
土地建物貸付収入	684	685	687
歳入合計	1,356	1,247	1,293

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人件費－正職員	50,446	46,504	44,261

人件費－非常勤医師	18,882	18,209	15,428
自立支援医療給付費	576	576	279
地域生活支援事業	510	0	0
精神保健福祉法施行事業	3,975	3,877	3,614
精神保健医療費	235	235	221
精神保健福祉センター運営費	17,397	17,031	19,093
精神保健福祉センター事業費	1,746	1,132	1,400
依存症患者回復支援事業費	0	452	610
ひきこもり相談支援事業費	427	552	664
精神保健費	251	0	0
歳出合計	94,445	88,568	85,570

⑦ 概況について

精神保健福祉センターは、自立支援医療費支給判定及び精神保健福祉手帳の判定と交付事務、自殺対策、依存症対策、引きこもり相談支援を含む面接相談及び電話相談、専門的研修の企画・実施、技術的指導及び技術援助などを実施している。

特に電話相談の件数は年間 2,000 件を超過しており、日中の回線利用率は 70% を超過している。現行の職員体制下では、遂行できる業務量に限度があり、現行事務を遂行するほかに実施事務を新たに増やすことは難しい状況となっている。

現代では純粋な単純労働が減少する傾向にあり、複雑な労働に従事するに際して精神障がい的事实に直面するようなかたちで精神障がい者が顕在化する傾向にある。

労働環境以外にも家庭環境、地域環境などの社会構造が変化することで、社会生活を営むことが困難な障がい者が増加していくという社会病理の側面がある。

また、近年では疾患の程度が手帳交付に至らないが積極的に精神障害者保健福祉手帳を希望する人など社会福祉に頼りたい人の割合は増加傾向にある。

このような環境下で精神保健福祉に関する事務も拡大しており、近年では依存症対策、自殺対策、引きこもり相談などに事務に広がりが生じている。

結果として、相談対応について職員によっては過密な労働となっている人もいる状況である。加えて、一人当たりの事務量軽減のため、ハローワークなどに人材募集をかけるものの採用に至らず、職員の事務量低減に苦慮している。

5. 社会福祉法人等に対する指導監査

(1) 指定障がい福祉サービス事業者の指定

障がい福祉サービスを提供しようとする者は、障がい福祉サービスの種類及び事業所ごと（障がい者支援施設の場合は、施設ごと）に都道府県知事の指定を受ける必要がある。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第36条第3項において、都道府県知事が指定するにあたって下記のいずれに該当する事業者に対して指定してはならないとされている。

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者ではないとき。
- 二 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例に定める基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（出所：障害者総合支援法第36条第3項）

障がい福祉に関するサービス提供には、専門的知識及び技能が必要であり、そういった知識、技能を有する人員を一定数確保する必要がある。さらに、個人によって障がいの程度も異なるため、様々な障がい福祉サービスの提供のためには一定程度の設備も必要である。これらの運営体制等が国や都道府県が定めた基準を満たしている事業者でないと一定程度の品質が確保されたサービス提供ができなくなる。そこで、障がい福祉に関するサービス提供を事業として実施する事業者に対して、基準を満たしていることを示すために都道府県知事による指定が行われる。

県内におけるサービス別の指定事業所数の推移は下記のとおりである。

【サービス別指定事業所数の推移】

サービス種別	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
障がい者支援施設	29	29	31
居宅介護	124	124	123

重度訪問介護	112	112	106
同行援護	32	26	26
行動援護	10	8	8
療養介護	2	2	3
生活介護	110	115	123
短期入所	71	75	74
自立訓練（機能訓練）	6	6	6
自立訓練（生活訓練）	28	25	16
宿泊型自立訓練	2	2	2
就労移行支援	40	37	35
就労継続支援 A 型	32	29	25
就労継続支援 B 型	148	149	159
就労定着支援	10	11	12
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助（包括型）	55	62	63
共同生活援助（外部サービス利用型）	31	29	28
共同生活援助（日中サービス支援型）	3	5	5
地域移行支援	38	40	40
地域定着支援	32	34	35
計画相談支援	86	91	92
障がい児入所施設	3	3	3
医療型障がい児入所施設	1	1	1
児童発達支援センター	8	8	9
医療型児童発達支援センター	1	1	1
児童発達支援	54	55	60
放課後等デイサービス	112	110	119
居宅訪問型児童発達支援	2	2	2
保育所等訪問支援	12	14	14
障がい児相談支援	73	76	74
合計	1,268	1,282	1,296

（資料：県提供資料に基づき監査人作成）

また、指定事業所数の新規指定件数の推移は下記のとおりである。

【指定事業所の新規指定件数の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
村山（山形市を除く）	12	14	9	35
最上	1	2	6	9
置賜	9	5	13	27
庄内	26	22	9	57
合計	48	43	37	128

（資料：県提供資料に基づき監査人作成）

（2）指定障がい福祉サービス事業者等の指導監査

上記のとおり、障がい福祉サービスは国や都道府県が定めた一定程度の基準を満たした指定障がい福祉サービス事業者等によって行われる。基準については常に満たしている必要があり、指定申請時だけ満たしていればよいというものではない。そのため、継続的に基準を満たしているか否かについて、定期的に都道府県等が検査をすることが必要になる。そこで行われるのが指定障がい福祉サービス事業者等への指導監査である。

厚生労働省は、平成26年1月23日に「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」という通知文を各都道府県知事、各指定都市市長、各中核市市長宛てに発出しており、そこで、都道府県等が実施する指導監査に関する指針を示している。

都道府県等はこの指針に基づき、さらに各団体独自の指導監査実施要綱等を整備し、指定障がい福祉サービス事業者等への指導監査を行っている。

（3）県の指導監査について

県では厚生労働省からの通知を受けて、「山形県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（以下、「指導監査実施要綱」という。）を整備し、指導監査を実施している。指導監査実施要綱で規定する指導及び監査の対象は下記のとおりである。

【指導及び監査の対象】

法律	根拠条文	指導及び監査の対象
障害者総合支援法	（調査等） 第11条 （報告等） 第48条及び 第51条の27	次の支援を行う第29条の規定による指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい者等包括支援 ・ 施設入所支援 ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 ・ 共同生活援助 ・ 障がい者支援施設 <p>次の支援を行う第 51 条の 14 の規定による指定一般相談支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援
児童福祉法	<p>(調査等)</p> <p>第 57 条の 3 の 3</p> <p>(報告等)</p> <p>第 21 条の 5 の 22 及び第 24 条の 15</p>	<p>次の支援を行う第 21 条の 5 の 2 の規定による指定障害児通所支援事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 <p>次の支援を行う第 24 条の 2 の規定による指定障がい児入所施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉型障がい児入所施設 ・ 医療型障がい児入所施設
社会福祉法	<p>(調査)</p> <p>第 70 条</p>	<p>次に掲げる社会福祉事業を経営する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者支援施設 ・ 障がい福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業 ・ 障がい児通所支援事業 ・ 障がい児入所施設

(資料：県指導監査実施要綱別表に基づき監査人作成)

さらに、「事業所実地指導マニュアル」がサービスごとに整備されており、実地指導担当者はこのマニュアルに基づいて実地指導を行っている。

(4) 指導の形態等

指導には実地指導、書面指導及び集団指導の 3 つがある。

① 実地指導

実地指導とは、県担当者が障がい福祉サービス事業者等の事業所または施設に赴いて実施する指導である。ローテーション制度が採用されており、どの事業者等も原則として 3 年に 1 度は実地指導を受けることになっており、全事業者等に対して毎年、実地指導をしているわけではない。

② 書面指導

書面指導とは、事業者等からの事前の書面の提出を受けた上で、書面検査により実施する指導である。実地指導の必要はないが、書面指導の必要があると認められる事業者等に対して実施される。

③ 集団指導

集団指導とは、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、障がい児通所給付費及び障がい児入所給付費（以下、「介護給付費等」という。）支援関係事務、介護給付費等の請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、管内の事業者等を対象に、講習等の方式により実施する指導である。原則として毎年度1回以上実施される。

(5) 指導の流れ

実際の指導は主として実地指導が行われ、実地指導のない事業者等のために集団指導が行われるという流れになっている。

実地指導は、①実地指導の事前通知と事前提出資料の要求、②実地指導の実施、③指導結果の検討、④結果の通知という流れで行われる。

① 実地指導の事前通知と事前提出資料の要求

指導を実施する場合には、指導対象となる事業者等に対し、文書により通知を行う。この通知は、指導実施日のおおよそ1ヶ月前までに行われ、以下の事項が通知される。

- ア 指導の形態
- イ 実施日時
- ウ 実施場所
- エ 派遣する指導職員の職氏名（実地指導の場合）
- オ その他必要な事項

また、事前通知と併せて事前提出資料の提出を指導対象事業者等に要求する。

② 実地指導の実施

実地指導は県内に4つある総合支庁の地域保健福祉課、地域健康福祉課の職員により行われる。事業者、施設の規模により変動するが、おおよそ2～3名で指導班を編成して事業者等へ訪問し、半日程度の時間をかけて事業者実地指導マニュアルに基づき、必要な手続を行う。また、各総合支庁では、実地指導の事前に過年度の実地指導時における指摘事項を確認し、当該指摘事項が改善されているかについてもチェックしている。

4つの総合支庁の区域は下記のとおりである。

【4 総合支庁の区域割り】

圏 域	構 成 市 町 村
村 山	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
最 上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置 賜	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄 内	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町



(出所：第6期山形県障がい福祉計画 第2期山形県障がい児福祉計画 p5)

なお、山形市は中核市であるため、福祉に関する事務が県から移譲されている。そのため指導監査は村山総合支庁ではなく山形市が行っている。

③ 指導結果の検討

帰庁後は、課内職員による検討会を開催し、文書による是正・改善を求める事項あるいは口頭指導に留めるかについて、過年度の評価結果との比較検討も行って検討を行い、実地指導の品質の確保、均一化を図っている。

④ 結果の通知

指導の結果について文書で指導対象事業者等へ通知する。是正改善を要すると認め

られた事項等に関しては、期限を付して改善状況の報告を求める。期限について明確な決まりはないが、おおよそ通知日から1ヶ月としている。実地指導事業所等数と指摘事項件数の推移は下記のとおりである。

【実地指導事業所等件数（推移）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
村山総合支庁	70	70	79
最上総合支庁	35	42	42
置賜総合支庁	77	109	71
庄内総合支庁	90	112	78

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

【指摘事項件数（推移）】

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	文書	口頭	文書	口頭	文書	口頭
村山総合支庁	203	174	193	141	184	102
最上総合支庁	58	28	49	74	52	46
置賜総合支庁	238	98	65	63	86	14
庄内総合支庁	89	203	69	143	16	40

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)

(6) 監査について

監査は、事業者等の事業運営または施設運営、支援内容及び介護給付費等の請求について、不正または著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施される。そのため、指導のように原則3年に1回というように定期的に実施されるものではなく、不正または著しい不当が疑われる場合にのみ実施される。令和3年度の各総合支庁における監査実施状況は下記のとおりである。

【令和3年度監査実施件数】

	村山総合支庁	最上総合支庁	置賜総合支庁	庄内総合支庁
監査実施件数	0	1	0	1

(資料：県提供資料に基づき監査人作成)